

# 令和8年度 森町空家住宅等除却費補助金 【危険な空家等を解体するための費用を補助します】

森町では、町民の皆さんが安全で安心して暮らすことができる生活環境の確保のために、倒壊や屋根・外壁等の部材が飛散するおそれのある危険な空家の解体工事にかかる費用の一部を補助します。

※この補助制度は、森町空家住宅等除却費補助金交付要綱及び森町空家等対策計画に基づくものです。

最大60万円

(特定空家等+不良度認定)

または30万円(特定空家等認定)

さらに

仕上塗材等にアスベストが含有された場合

最大60万→110万円

最大30万→80万円

受付期間

令和8年4月15日(水)

～12月4日(金)

※事前調査は期間に関係なく随時受付  
※申込みが予算額に達した時点で受付を終了します(交付申請順)



## 要件

- ・概ね1年以上の空家(特定空家・不良空家)
- ・補助の対象になるか、町の事前調査が必要
- ・解体は森町内の業者であること

## 注意事項

- ・除却は申請年度の1月末日までに完了し、完了報告をすること

更地へ

## 問い合わせ先

森町 建設課 公営住宅係 空家対策担当

電話 01374-7-1285(課直通) FAX 01374-2-3244

## 空家の解体補助金の概要

### 対象となる空家

- 概ね1年以上居住その他の使用実績がない空家で、町が行う調査により「特定空家等の認定かつ、不良度認定」されたもの。または「特定空家等の認定」をされたもの(ただし、空家法に基づく勧告をうけたものを除く)。
- 一戸建ての住宅及び併用住宅又は、長屋建ての住宅。
- 上記以外のその他建築物(倉庫、工場、共同住宅など)。  
※注意 上記の住宅以外の建築物を除却する場合、国庫補助金の関係より跡地を10年間、地域活性化のための利用(駐車場、堆積場等)が条件になることがあります(申請時に確認ください)。⇒該当の場合、除却後に看板の設置が必要となります。

### 補助金の額

※下記の金額の内いずれか低い額を補助額とします

#### 1. 特定空家等の認定かつ、不良度認定された空家

- 補助限度額：60万円。
- 補助率：解体に要する費用の4/5以内の額(千円未満切り捨て)。
- 国で定める単価で計算した工事費の4/5以内の額。

#### 2. 特定空家等の認定された空家(不良度非該当)

- 補助限度額：30万円。
- 補助率：解体に要する費用の2/5以内の額(千円未満切り捨て)。
- 国で定める単価で計算した工事費の2/5以内の額。

#### 3. 上記1. 又は2. の建物の仕上塗材等にアスベストが含まれている空家

- 補助限度額：上記1. の場合110万円又は、上記2. の場合80万円。
- 補助率：解体費用の上記1. の場合は4/5、上記2. の場合は2/5以内の額。
- 国の単価で計算した工事費の上記1. の場合4/5、上記2. の場合2/5以内の額。

### 補助の対象者(申請者)

- 空家を所有している個人の方(相続人を含む)。
- 町民税および対象空家の固定資産税に滞納のない方。
- 暴力団員もしくは暴力団関係者が世帯にない方。

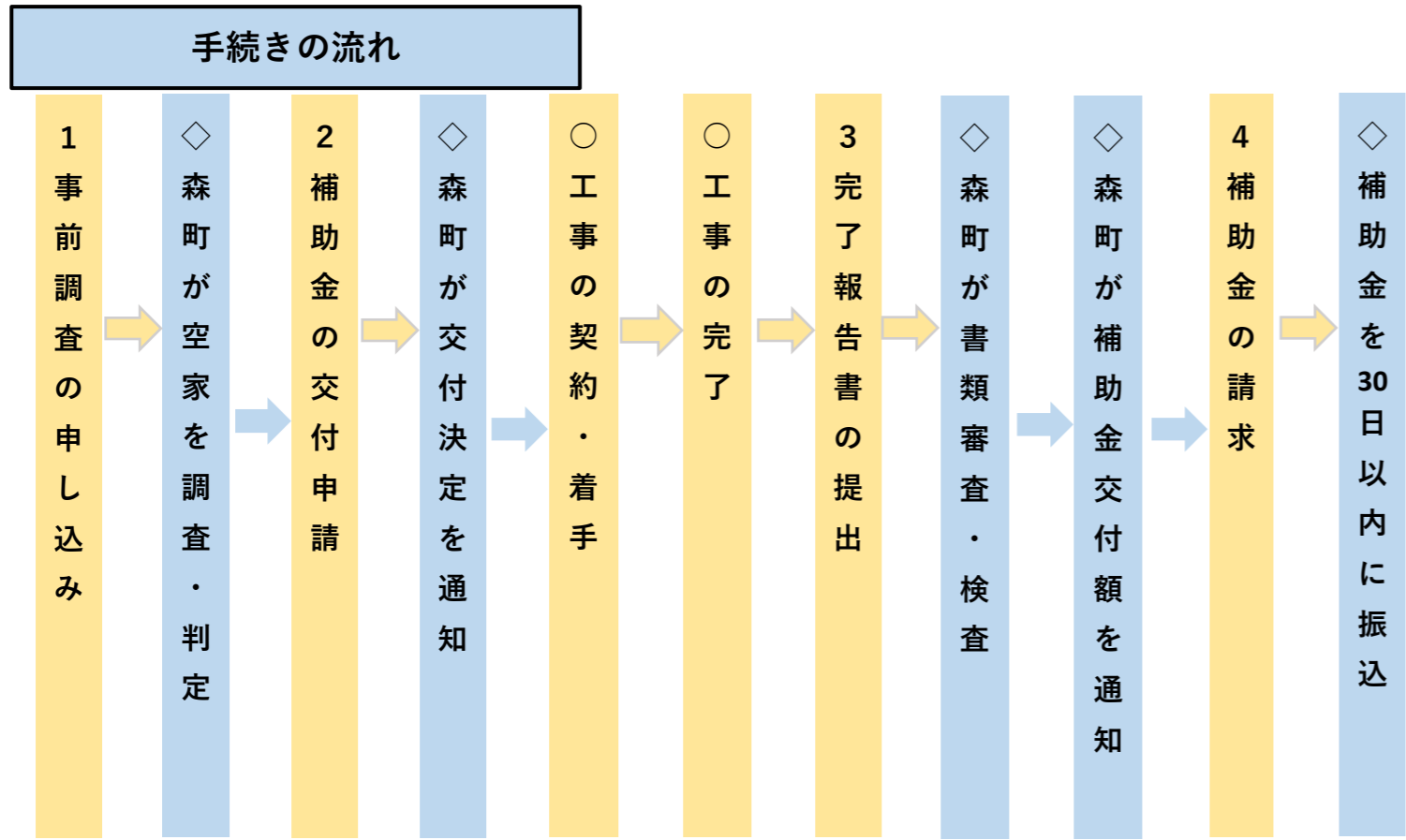
### 補助金の対象となる工事

- 補助の対象となる空家の解体のほか、敷地内の門や塀を除却し、更地にするための費用。 ※家財・立木の除却・処分費は対象外になります。
- 他の公的な補助金等と重複していないこと。

### 事業者(施工業者)の要件

森町内に本店を置く、次のいずれかの事業者。

- 建設業法に基づく建設業の許可を受けた事業者。
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく、解体工事業の登録を受けた事業者。



**手続きの手順 と 必要な書類**

**1. 事前調査の申し込み**

- 森町空家住宅等除却費補助事業 空家等事前調査申出書 【様式第1号】
- 建物登記事項証明書（八雲法務局で発行）  
又は、登記が無い場合「固定資産評価証明書（建物）」（森町：税務課で発行）

※ 上記証明書がない場合、土地登記事項証明書及び、建物所有の誓約書を提出ください

- 空家の位置図 →（別紙 参考図参照）
- 空家の配置図・各階平面図
- 2面以上の全景写真

→ 森町が空家を調査・判定し申請者へ連絡します。

※ 森町で補助の対象空家かどうか調査しお伝えします  
尚、町がすでに特定空家等に認定している場合は補助の対象です

**2. 補助金の交付申請（必要な提出書類）**

- 森町空家住宅等除却費補助金交付申請書 【様式第2号】
- 実施計画書 【様式第3号】
- 町民税（補助申請者分）および対象空家の固定資産税の納税証明書  
※滞納のない事の証明書（森町：税務課で発行）
- 住民票（補助申請者分）（森町：住民生活課で発行）
- 解体事業者の要件を満たすことを証する書類  
「建設業許可通知書」の写し又は、「解体工事業の登録について(通知)」の写し
- 解体工事の見積書の写し  
(対象外費用(立木・家財等の処分)がある場合は、分けること)
- 所有者又は相続人等が複数いる場合は全員の同意書(該当者のみ)
- 所有者以外に権利者がいる場合は権利者の同意書(該当者のみ)
- 誓約書
- 仕上塗材等にアスベストが含まれる場合、分析結果報告書(該当者のみ)  
※ 交付決定後にアスベスト含有が判明した場合は変更申請を行って下さい

→ 森町が申請者へ交付の決定を通知します。

→ 申請者による解体工事の契約・着手してください。

**2-2. 工事内容を変更するとき（必要な提出書類）**

- 森町空家住宅等除却費補助事業変更(中止)申請書【様式第6号】
- 実施変更計画書 【様式第3号】
- 仕上塗材等にアスベストが含まれる場合、分析結果報告書(該当者のみ)  
※ その他、交付申請に提出した内容に変更がある場合は、該当書類

**3. 工事が完了したとき（完了報告の提出）**

- 森町空家等除却費補助事業完了実績報告書 【様式第8号】
- 工事請負契約書の写し(交付決定通知よりも後の日付として下さい)
- 建築物石綿含有建材調査者等指定通知書【様式第8の1号】
- 建築物の解体工事におけるアスベスト含有建材チェックリスト【様式第8の2号】
- 工事写真（施工前及び施工後）
- 産業廃棄物管理票(マニフェスト)D票の写し

→ 森町が完了報告書の書類審査及び、必要に応じて完了検査の実施します。

→ 森町が申請者へ補助金の交付額を通知します。

**4. 補助金の請求**

- 森町空家住宅等除却費補助金交付請求書 【様式第10号】
- 口座番号を確認できる通帳等の写し

→ 森町より申請者に補助金を30日以内に振り込みます。